

尾張旭市自治会等活動促進助成事業候補選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市自治会等活動促進助成金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、尾張旭市自治会等活動促進助成事業候補選定会議（以下「候補選定会議」という。）が尾張旭市自治会等活動促進助成事業の候補（以下「事業候補」という。）を選定する際の基準及び方法を定めるものとする。

(候補選定基準)

第2条 候補選定会議の構成員（以下「候補選定員」という。）は、次に掲げる評価項目を主眼に置き、事業候補を選定するものとする。

評価項目		内 容
1	公益性	豊かな地域社会の形成と健全な発展を図る事業であるか。 公益性のある事業内容となっているか。
2	地域性	自治会等加入者の理解と協力が得られる事業であるか。
3	実現性	計画の内容や実施方法が明確であり、かつ収支計画が実現可能で妥当な事業であるか。
4	未来性・継続性	波及効果や新たな展開が期待できる事業であるか。 継続的な運用が可能な事業であるか。
5	総合性	評価項目1から4を総合的に評価し、申請団体もしくは、尾張旭市にとって、有益な事業であるか。

(候補選定方法)

第3条 候補選定員は、事業候補について、前条の候補選定基準により次に掲げる5段階評価を行い、得点をつけるものとする。

評 価	得 点
特出すべき内容、応援したいと思わせる内容である	5 点
助成金の交付に値する内容である	4 点
評価項目に見合う内容である	3 点
評価項目の内容と計画が合っていない	2 点
評価項目の内容について計画書に記載がない	1 点

2 候補選定会議は、前項の結果に基づき事業を総合的に評価するとともに、候補選定員全員の平均得点により次に掲げる評価率を算出する。

ランク	平均得点	評価率
A	20点以上	100%
B	15点以上20点未満	70%
C	15点未満	0%

(候補選定意見の提示)

第4条 候補選定会議の会長は、候補選定終了後、速やかに候補選定の意見を市長に提示するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。